

服制沿革考

73
6404



ワ 3
6404

服制沿革考

去
五
味
均
平
蔵



凡服制の事養老令記さき所ハ君父母及夫、存主
 比為ハ一年、祖父母、養父母の為、五月、曾祖父
 母、外祖父母、伯叔父姑、妻、兄弟姉妹、夫、父母、嫡子
 乃為ハ三月、高祖父母、舅姨、嫡母、继母、继父、同指異
 父兄弟姉妹、衆子、嫡孫の為ハ一月、衆孫、继父兄弟
 姉妹、兄弟子、比為、七日とあり、三年の喪ハ綏靖
 詔、天智天皇ハ六年のより、安閑天皇持統
 天皇のより、諒闇三年、天智天皇ハ六年のより、言傳



○遺詔によきて
奉束三日着服一
月ありしありあ
り制令の後光仁
天皇

一と云ふは皆制令以前の事也其後古略内裏よ
て後村上院母后の諱周三年よりおきせしとあり
此外臣下庶人より三年の喪つとありしもの
稀より傳ふ所なきなりとありし三代實錄云玉於
喪制則唐令無文而國家制令之日新制服紀一條
附喪葬令之末又曰奉節制令三年之喪降為一年
周書之喪亦為五月自茲以下皆有降殺と云ふ
事と云ふは前文武天皇崩御の時桓武天皇諱周
三年の數直おもせしなりと群臣執奏して万機
重一日も官を曠しと云ふ事と申帝又一
且より言ふは従人と臣子にあはれと仰らるる事
哀之も著服六月ありしなりとありし事と心得
りた事なり
如斯しなり其月數の同ハ凶服と
淡黑色の袍を着るるゆへ服といふ名ある也

今の服忌令ハ服の字即其義也其時ハ服紀と
書て服の月數と記さきハの也今の忌とい
ふハ假寧令にみえし假カヤといふもの轉訛せ
しやあらし假寧令ハ凡職事官父母の喪
ハ遭ハ並ハ解官せしむ自餘ハ皆假を給ふ
とみえて父母の喪ハ官を辞して喪を勤傍
親乃喪よりハ体假を給はりて解官ハ及らざる
也然るをいふは比ふ事ハ父母死して五十

日過ぬきら 除服宣下あまて 出仕ある事ふふ

古来事ある時を喪服の人といふもよもふれ
とめ出づて使するに中あまらざるを奪情と

いひあまらば父母死するに官を去て暮年の間喪
を勤る宜き事なりと天下の喪ある時を常と守る事
能くするゆへに喪ある人といふも其喪を終る事
をいふ事なり起るに終る父母の
喪もいふ假といふ事なり
此事いふは比ふもいふ
いふ事なり

武人
稻山行教曰
應永ノ比ニテ

ハ服者ノ闕ヲ任セラレシカトモ其後ハ闕ヲ任セラル、ニモ及ハストハ
五十日ノ假終ヌレハ除服宣下後任アリ其後ハ墓終ニノミ黒漆
ノ布ノ袍ヲ用テ周暮ノ間ハ
神事ヲ憚ルノミナリ
二月即服御免とて武家の

忌御免に似たる事あり武家より忌御免あ

りとも服ハ御免ふくつてらき服を着る事なき故也 服の間

神事と憚事至て嚴多き然るを公家より

むうハ輕服の人神事にあつたるをいふ其

日計吉服を着て其より後ハ神事終る

又凶服を着ていふかててこれを服制正とい

て倫理と重んずる事顯然とすいふ 除服

宣下普之行ハ斗々倫理よりあへる所如何とす

世継合中宮源子
崩、糸ニ御門體ハ
上リ云ニ神無月モ
過ヌレハ御忌末ニ
ナリテ云ニ

思ひあつてもあつて武家より服色の差別も
あらざるも神事をさへするのさへも其他常
人と異なるよりあつてせむくも忌五十日以内
のさへを勤るさへもなるべきを夫も重職
にある人を御免あると多し和漢共ふ御尊
情あるに事ある時のさへにさへかゝる
太平は世もはあつてさへけり
卑賤の者といふは
ては父母の妻とい
つても葬送終ぬるはさや平時をわさふとさき行状
をさへ今さへ分限あるも南冥をさへ其程こそ業を

体て表家の躰さき七日も過ぬるも吉凶の差別さ
きよいさる悲嘆も堪るる風俗あり

凡暇を忌といひつけると其始りも詳き
といふも慶長年間神道服忌令より神

所あり
國師日記神道服忌令を以て服忌を
断りしをさへみえたる迄天海僧正道春
先生等忌の字を用ひらば
しよりりて推知せる所あり 神社より死穢を

忌といふもさへさへ忌の字を用ひらば
も本文より暇五十日俗荒忌といふも
いむとはつしむといふ義より父母の妻を

兼俱
永正八年卒
宣賢時
兼俱卿
三男也
子、編集の父
の寫せし如何

は、まむ、
きらひぬる、
編集の、
永正八年卒
宣賢時
兼俱卿
三男也
子、編集の父
の寫せし如何

九御當家の法制、
き、
忌令と、
し、
み、
く、

革の、
文、
ふ、
を、

寛政十年十二月十六日

源弘賢識

参考服忌令目錄

慶長服忌令

此書史局に傳ふるは、大久保酉山の家より、
其先祖一郎右衛門長好書す所也。長好と

大猷院様御代古書院番

嚴有院様御代御小納戸勤仕の人より其巻

首

東照大権現服忌令と題す、今慶長の二字に改て

引用之書札彙用集ニ傳正天海の作と稱す
了服忌令と載るれと大同小異あり蓋天海
勅進せしと上裁を經て行をきしもの

寛永令

此書より史句に傳へる所傳前と同其
書不敷御城に用了服忌量と題を今改了寛永
令と書之書札彙用集に林道春作と稱す
服忌令を載るものと大同小異あり蓋道春勅

進せしと上裁を經て行をきしもの

貞元令

貞享元年三月朔日被仰出

貞三令

貞享三年四月廿二日被仰出

元禄令

元禄六年十二月廿一日被仰出

参考服忌令

一父母

忌五十日

慶長令寬永令作三十日傍注云服十
台德院樣依尊敬為五十日

三月

閏月をかくる

慶長令寬永令服紀無之
傍注云大猷院樣依尊敬

限
定 十三日

一養父母

忌三十日

慶長令寬永令作二十日本注云受財
者如實父母貞元令亦為二十日

服百五十日

慶長令服無之下徹之寬永令今
下同若受財如實父母

遺跡相續或分地配當之養子を實父母の

同姓より異姓より養方之親類實の

文亀二四一
甘露寺元長表母
時權中納言位
大降服履座

嵯峨皇子源定
為淳和院子
兼和 五月淳和明
定上表乞退所職
至于八月依請解
參議猶帶中納言
但別勅賜食封百戶

若し死亡す節も妻の子不受服忌又父存
生之内離別す後奉妻死去時も妻の子不
可受服忌
貞三令同之

一 继父母 忌十日 服三十日

初より同居せし子は無服忌 慶長令寛永令云
不同居無忌

父死去後继母他へ嫁 或父離別するお

いては不可受服忌但继父母之親類は服忌

無之 慶長令寛永令此文元貞元令云父死去の後他
人嫁して死去の時も不可受服忌貞三令同之

一 離別之母 慶長令寛永令 忌五十日 貞元令貞三令
作三十日 服十三日

国月をか 貞元令貞三令
そへて 作百五十日

一 夫 慶長令寛永令 忌三十日 服十三日 国月をかそへ
追加二入 去寛永令百日

一 妻 忌二十日 慶長令寛永令追加二入 服九十日
為十四日貞元令日数同之

一 嫡子 忌二十日 慶長令寛永令追加二入 不分男女嫡庶為十
四日道春奉令同貞元令忌十四日

服九十日

家督と定めたる時と末子之服忌可受之 貞元

三令以上の 女子は最初小生きたる末子に准て

慶長令寛永令
此文等之

一 未子 忌十日 道春奉同之 貞元令忌七日 服三十日

養子に遣りてし服忌差別あり 家督と定係

時と嫡子之服忌可受之 貞元令 貞三令 此文之

一 養子 慶長令 寛永令 此條之 忌十日 貞元令 三日 服三十日 貞元令 五日

家督と定係時嫡子之服忌可受之 貞元令 家督 相統之時

實子に同一貞三令家督と定係時嫡子同 其外の養子に定式の服忌可受之 實方の父母は未子 子准之

一 夫之父母 慶長令 寛永令 此條之 忌三十日 服百五十日 道春奉 云男二

十日九十日 但夫之父母也 貞元令同之

一 祖父母 忌三十日 服百五十日

母方 忌二十日 服九十日

離別せし祖母も服忌差別儀 慶長より貞 享三より

あり此文 母之

一 曾祖父母 忌二十日 服九十日

母方より服忌無之但遠慮一日 慶長令 母方忌十日 寛永令 同之服三十日

貞元令此文之 貞三令但以下無之

一高祖父母 忌十日 服三十日 慶長令寬永令此條无道春本今下同

母方之服忌之但遠慮一日 貞元令此文无之貞三令但以下無之

一伯叔父姑 忌二十日 服九十日

母方 忌十日 服三十日

父母種替之兄弟姊妹半減之服忌可受之 慶長令寬

永令貞元令貞三令此文無之

一兄弟姊妹 忌二十日 服九十日

別腹者 服忌に無差別 慶長令寬永令此文

之無

一異父兄弟姊妹 忌十日 服三十日

一嫡孫 忌十日 服三十日 慶長令追加嫡庶男女之分た其忌七日と寛永令貞元令同之服今下同道春本嫡庶之分事今下同但娘之産孫ニ服之

嫡孫承祖當時嫡子之服忌可受之祖父母死

去之時嫡孫之方一也 五十日 十三日 服忌可

受之此外之親類服忌差別有 曾孫玄孫た

受之此外之親類服忌差別有 曾孫玄孫た

同例也 慶長令寬永令此文亦貞元令嫡孫承祖別ニ條と云日嫡

子と同祖父母も
實父母も准す

一 未孫 忌三日 服七日

女子ハ最初ハ生きたりし未孫ハ准す 貞元令以下
下の文あり

娘方ハ孫服忌同前

一 曾孫玄孫 忌三日 服七日 慶長令寛永令貞元
令此條あり

娘方ハ曾孫玄孫共ニ服忌之

一 従父兄弟姉妹 忌三日 慶長令日數關
貞元令忌五日 服七日

父ハ姉妹ハ子并母方ハ服忌同前 慶長令寛永令
此文あり

貞元令母方
忌三日服五日

一 甥姪 忌三日 慶長令七日とす
貞元令五日とす 天海奉 服七日

姉妹ハ子ハ服忌同前 慶長令寛永令此文あり貞元
元令姉妹の子忌三日服五日

とす 異父 異父兄弟姉妹ハ子ハ半減ニ服
以下の文あり

忌可受之 貞元令
此文あり

一 七歳未満ハ小児ハ無服忌 慶長令人自生七歳皆無
忌寛永令此條あり貞元

令七歳未満の小児自他共ニ無服偶ハ遠慮父母ハ七
日外の親類ハ不殘三日母方并聞忌不及遠慮

父母ハ三日遠慮其外ハ親類ハ同姓ニとも異



姓より一日遠慮日教過承りし追而不及遠

慮但ハ載り定式之服忌可受之慶長令

附七歳未滿之小児の方へ服忌之父母死

去し時ハ五十日遠慮其外の親類より一日遠

慮父母は年月を經而承り共聞付る日より

五十日遠慮去し慶長令貞三令

一聞忌之事慶長令重追加云忌明て親果有るを聞時ハ

遠國よりおいて死去年月を經て告来るといふと

し父母ハ聞付る日より忌五十日服十三月外之

親類ハ聞付る日より服忌残る日教可受之忌

之日教過て告来ハ一日遠慮服明ハ共同前元貞

令服忌の日教過て告来時ハ無服

一重傷服忌之事慶長令寛永令

父之服忌いさし不明内母之服忌有るハ母之死

去し日より五十日十三月之服忌可受之也

キ服忌之内わろキ服忌有て日教終ハ追而不

及至服忌日數あましくも残る服忌の日教可受
之貞元令輕き服の内より重き服あり其間
其間付る日少くも服を致其日教可忌

穢之事

一 産穢 夫七日 婦三十五日

遠國より告来七日過りて穢事貞三令以下
の文あり

七日之内承りて、残る日數の穢事血荒

流産因新尤毒に産穢之時も同例慶長令寛
永令貞元

令此文
无

一 血荒 夫七日貞元令行
水次所 婦十日

一流産慶長令寛永令作生流
天海本作産流 夫五日慶長令寛永
令貞元令為三日 婦十

日慶長令寛永令
貞元令為七日

形體有る者可為流産形俸有る者可為血荒

慶長令寛永令貞元令
貞三令此文あり

一 死穢 一日慶長令寛永令此條无
天海本云地荒 一日注云家来眠迄之者
死事あり貞元令

行水
次所

家之内より人死出時一間に居合りて死穢可受

之敷居をへたてりしは穢せし一間に居合り共
不存しは穢せし二階より揚り敷居の外
に在りし得る穢せし家なき所死人ありし時
に其骸有る地計穢し家なき死去し死穢
に儀を別せし死後其所に集り者骸ありし
共踏合之穢也貞三令此文

一踏合 行水次第

一改葬 遠慮一日慶長令寛永令貞元令
貞三令此條也

子の不殘遠慮但不承りし追而不及遠慮忌
掛り親類改葬之場に出り若し遠慮去り
忌不掛親類其場に出り其不及遠慮改葬之
主に成りし他人より一日遠慮去り
附掘起り日より葬り追りおるに子
に不殘掘りし日と葬り日と二日と遠慮
也他人に改葬之主に成り者同敷但
掘起りおるより葬り前日より掘りし

不及遠慮也

改葬之儀遠而多中付日限存也其日

遠慮を以て日限を存せしむるは遠慮

而不及遠慮也

元禄六年十二月廿一日

慶長令云赤痢行水次第血忌一日道春云男下月水三日
重追加云条六時但許シテハ不凶血出ハ行水次第痲瘡瘡瘡行水次
第疫病同理立次才懷妊子生ルハマテハケレナシ生レテ以後ハ以
上實永令又无道春年云懷妊母ハ五ヶ月他屋其女一座ニアリテモ
行水次第不苦姪犯惣而魚鳥精進十二時十六日酉ノ刻ヨ
リ十七日酉ノ刻迄ナリ道春本云姪子夢精行水次第他

屋内服ノ合火一日但一座ニ
アリテモ別火ハ不苦

追加慶長令寛永令
以下世々

一養父母死去以後養母同居せしむるも他

不嫁ル得者服忌可受之他は嫁ルルハおたて

ハ服忌無之貞三令父死去以後母他嫁死

母之親類ハ不殘半減之服忌可受之一継父母之
親類之服忌也一離別之祖母半減之服忌可
受之一嫡子相果ハ以後二男之も未子之も家督
と定む時ハ其服忌嫡子に准む一次男之も家督
に定む時ハ未子

一 養父の妻養をうけたる以前に死去しつゝ嫡母の

准一其親類服忌母貞三令 此條无

一 父の後妻と通路いぢりつゝ對面せしるも継母

の服忌可受之貞三令 此條无 元禄令 妻腹の子嫡母 死去以後 後妻と通路いぢりつゝ對

面無之とも継母の服忌可受之 養育を 受りつゝ養母室式も服忌可受之

一 義絶の嫡子と服忌を未子と可准之 此外は親

類義絶といふも服忌別儀也

一 女子婚儀以前より養をうけたり或入贅を取家督

相續の時若養方と親類實の正々相互に服忌

可受之貞三令 養娘といふもいふもいふも 幼少より養育せ たり或入贅をとり家督相續の時ハ養父母

の服忌も實父母 と同前

一 婚儀未相調内より禮儀取かゝりし得る

夫婦相互に定式と忌と日數可遠慮貞三令 此條无

但服無之

一 父の妾服忌無之貞三令 但父妻に准たる時ハ継母の 服忌可受之 元禄令 同之 其下云 養

子たる者 養父の妻も同例

一妻者服忌無之但子出生ハたハ三日遠慮血
荒流産有之計ハ妻死去の時遠慮ハ

貞三令血荒
以下云

一遺跡相續ハ或多地配当ハ養子養方ハ
兄弟姉妹他家ハ養ハ者ハ相互ハ

服忌無之

貞三令養子たるもの養方の親類他家ハ
ヤル者も、そのハ服忌ハ

一同姓ハ異姓ハ一人ハ兩様ハ續有之ハ重
き方の服忌可受之

一名字を授け計ハ相互ハ服忌ハ本姓ハ方
の親類宣式ハ通服忌可受之貞三令
此條无

一離別ハ女ハ實子有之他ハ不嫁ハ共夫婦ハ
縁ハ相互ハ服忌ハ貞三令
此條无

一子母ハ死去ハ者名跡相續ハため新規ハ家督相
續ハ時者養父ハのハ服忌可受之死去ハ者ハ
妻ハ養母ハ可准之死去ハ者ハ七歳未滿ハにハ
服忌ハ五十日可遠慮死去ハ者ハ親類ハ

相互に定式に服忌可受之實方に親類に父母
 有定式に服忌可受之祖父母伯叔父姑に半減に
 服忌可受之兄弟姉妹に相互に半減に服忌可
 受之此外に親類服忌無之頁三令 此令无
 一 養子願書差出に老中請取に其以後死去に
 家督不定内より養父母計五十日十三日之
 服忌可受之頁三令 此條无
 一半減に日數三十日十五日也餘に減之

但七日に四日也三日に二日也
 一日と有之に当夜に九つ時より明日夜の九
 つ時迄也九つ前よりはたに四つ半迄に
 一日に積也頁三令 此條无
 右十六ヶ條元禄六年追加に内也今般聊有
 略而書載之

一妾腹の子其父嫡母继母を以て養母と定むる時
忌五十日服十三日可受之母方の親類の服
忌養實との差別家督相續る養子のこととたる
嫡母の子继母の服忌にたいとも父の極次
第右と同但继母方の親類には服忌無之

一家督相續る養子たる者實子の養母嫡母继母服
忌無之分地配當せしる養子の右の服忌可受之
一養方の伯叔父姑兄弟姉妹人に養ふ者も

半減の服忌可受之實方の伯叔父姑兄弟
姉妹他家より養ふ者も服忌無差別

一其身養子の養方伯叔父姑兄弟姉妹
之内人に養ふはもとも其儘半減の服忌多
る

一父養子より其子人の養子と兼るは時を父の
父母兄弟姉妹養實共半減の服忌可受之
或父も養子其身も養子の時ハ養父の實方

服忌世之若實方に付て半減之服忌可受續
有之者服忌可受之

一半減之服忌に祖父母伯叔父姑兄弟姉妹と有
之ハ母方之祖父母伯叔父姑異父兄弟姉妹も

同例

一嫡子を人々養子と遣時ハ服忌末子のことと
也

右七ヶ條更増補之

元文元年九月十五日

此書之序
卷之第一
卷之第二
卷之第三
卷之第四
卷之第五
卷之第六
卷之第七
卷之第八
卷之第九
卷之第十



